

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成29年1月17日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の聴覚障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より上位の等級への変更を求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

〇〇医師、〇〇大学〇〇病院での検査の判定は、3級程度との話であったが、交付された手帳は4級であったため。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 6月14日	諮問
平成29年 8月14日	審議（第12回第1部会）
平成29年 8月30日	処分庁へ調査照会
平成29年 9月12日	処分庁から回答を収受
平成29年 9月15日	審議（第13回第1部会）
平成29年10月 5日	処分庁へ調査照会
平成29年10月20日	処分庁から回答を収受
平成29年10月30日	審議（第14回第1部会）
平成29年11月14日	処分庁へ調査照会
平成29年11月17日	処分庁から回答を収受
平成29年11月21日	審議（第15回第1部会）
平成29年12月18日	審議（第16回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えて、その居住

地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、同条1項の申請に基いて審査し、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

- (2) 法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を定め、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、聴覚障害に係る部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりのものである。

級別	聴 覚 障 害
2 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）
3 級	両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
4 級	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
6 級	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

- (3) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びにこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。ただし、本件処

分を行うにつき適用されるのは、平成27年3月31日付26心福障第532号による改正により、同年4月1日から施行された後のものである。以下「認定基準」という。)を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており(同解説を、以下「等級表解説」という。なお、認定基準の前記改正は、等級表解説の改正を含んでいる。)、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして、聴覚障害について記載されている部分を示すと、別紙2のとおりである。

- (4) 処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された医師の意見(法15条3項の意見)は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が当該意見を踏まえつつ、診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害等級が、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点がなければ、手帳の交付処分に取消・変更理由があるとはできないものである。

なお、本件において、処分庁が、〇〇医師に対し、請求人の障害等級は「聴覚障害4級」と思われるとして再度の意見照会

をしたところ、同医師から「聴覚障害3級で良いのではないかと考えていますが、4級で処理してください。」との回答がなされていることから、その時点において、法に基づく担当医師の意見が訂正されたことが認められる。

2 以上を前提に、以下、本件について検討する。

- (1) 等級表解説によれば、聴覚障害の認定における聴力測定は、純音オーディオメータによる方法を主体として行うこととされており（別紙2・第2・1・(1)・ア）、本件診断書に記載された純音オーディオメータによる検査結果を、等級表解説の「会話音域の平均聴力レベルを求める算式」（同エ）により算定すると、請求人の聴力レベルは、右103デシベル、左100デシベルとなり、この数値のみからすれば、本件障害の程度は、等級表の聴覚障害2級（両耳全ろう）に相当する。

しかし、等級表解説では、「聴覚障害の手帳を所持していない者に対して、聴覚障害『2級』の診断をする場合には、聴性脳幹反応検査（ABR）等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査を実施し、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を記載し、記録データのコピー等を添付する」（別紙2・第2・4・(2)）こととされているところ、請求人は、過去に聴覚障害に係る手帳を所持していなかったことからすれば、本件障害に係る障害等級の認定は、本件診断書の記載内容全般及び聴性脳幹反応検査（ABR）等の他覚的聴力検査の結果を基に、これらを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。

そして、平成28年12月12日に実施された請求人に対する聴性脳幹反応検査の結果（以下「本件他覚的聴力検査結果」という。）に係る認定審査会の所見は、右70デシベル、左90デシベルで反応が確認でき、聴覚障害は4級とされている。

この認定審査会の所見は、〇〇センターにおける専門的見地

からの判断として、請求人の聴覚障害を上記 1・(2)の表の 4 級の 1 と同等のものと評価したものと認められる。

一方、処分庁は、「A B R の結果も 3 級として誤りではない」と回答する〇〇医師に対して再度照会をしたものの、同医師からは、3 級と判断するに足る客観的根拠を示す回答を得ることはできなかったことが認められる。

(2) そこで、当審査会において、行政不服審査法 7 4 条に基づく調査をした結果、処分庁から以下の回答を得た。

第 1 に、〇〇医師作成の本件診断書の所見は、「聴力」が聴覚障害 2 級相当に該当するとの所見であるにもかかわらず、「総合所見」及び「障害程度等級についての参考意見」の記載が「日常会話はかなり困難。3 級相当」とされていることについて疑義が生じた。

本件診断書に記載のある「純音による検査結果」のみによって認定することは適切ではなかったため、他覚的検査所見である「A B R 検査結果」も含めて判断することとした。

第 2 に、そのため、〇〇医師に照会したところ、「臨床上、2 級判定という印象を受けなかったので A B R を施行することなく、3 級の判定にしました。」また、「〇〇市の病院に依頼して A B R を実施したところ、左右とも 9 0 d B で V 波が認められ、A B R の結果も 3 級として誤りではないとの判断です。」との回答を得た。

さらに、再度の照会に対する回答は、「d B も当方の見解としては、3 級で良いのではないかと考えております。そちらで 4 級との判断であればそのように処理して下さい。」との回答を得た。

第 3 に、したがって、「A B R 検査結果」（右：7 0 d B、左：9 0 d B で安定した反応が認められている。）だけでは、

聴覚障害４級（両耳の聴力レベルがそれぞれ８０デシベル以上のもの）の判断とはならないが、本件診断書及びＡＢＲ検査結果を含む〇〇医師に対する照会の回答を踏まえた上で、総合的に判断し、聴覚障害４級と認定した。

以上によれば、処分庁は、ＡＢＲ検査結果だけでは、聴覚障害４級と判断することもできないが、上記第１ないし第３の経緯を踏まえた上で、総合的に判断して聴覚障害４級と認めたものであって、当該判断は、本件障害に関する専門的な知見に基づくものであり、合理的な判断であるから、請求人の聴覚障害は３級には該当せず４級であると認められ、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、〇〇医師、〇〇大学〇〇病院での検査の判定は、３級程度との話であったと主張する（第３）。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、上記１・(4)に述べたとおり、本件診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容、さらに本件他覚的聴力検査結果を総合して判断すれば、請求人の障害程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、「障害等級４級」と認定することが相当であることは上記２のとおりであって、本件処分における処分庁の判断が適切なものであると認められる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹

別紙1及び2 (略)